

市民税・県民税申告書電子送信 Q & A

(1)「大津市電子申請システム」による市民税・県民税申告書の電子送信とはどんな内容ですか？

これまでの書面による申告書の持参または郵送による提出方法に加え、申告書を電子データの形式(PDF ファイル)で、「大津市電子申請システム」(インターネット)を通じて、電子送信することができるようになります。

(2)利用できる人、期間は？

申告者本人の宛名番号(本市独自の個人番号)が確認できる方です。宛名番号は、令和6年2月上旬に、前年度の申告実績に基づき、本市から申告書が送付される方、また、申告書が送られて来ない方でも、当市からお送りしました市民税・県民税の当初納税通知書(5月中旬から6月上旬に送付)に宛名番号が記載されておりますので、ご利用いただくことが可能です。利用期間中(2月1日～3月15日)であれば、土日を含め24時間、いつでも電子送信可能です。(ただし、メンテナンス時間中はご利用できません。)

(3)過去の年度の申告も可能ですか？

令和6年度と、令和5年度の申告書が対象です。(直近の2カ年のみ)
令和4年度以前の申告書については、対応していません。

(4)利用できる媒体は？

パソコン、スマートフォン、タブレット端末からご利用できます。

(5)申告書用紙による手続きはできなくなるのですか？

電子送信システムの利用開始後も、郵送での申告書提出や窓口(支所窓口含む)での申告書の提出は従来通り受け付けています。

(6)セキュリティ面は安全ですか？

利用者の方の個人情報保護のため

- 1.利用者IDやパスワード及び本市独自の宛名番号による利用者の特定
- 2.送信データの暗号化による漏えいや改ざんの防止措置
- 3.ファイアウォールとアクセス監視システムによる不正アクセスやデータの破壊からの保護などによってセキュリティを確保しています。

(7)休日や時間外に行った電子送信はどうなりますか？

平日の業務時間内に随時処理します。

(8)整理番号、パスワードを忘れてしまいました。

「電子申請システム」では、セキュリティ上、電話やメール等による整理番号やパスワードの問い合わせには一切お答えしていません。整理番号又はパスワードを忘れた場合は、電子申請システムにログインしてから申込内容を照会してください。

(9)電子申請システムで電子送信できる電子データの種類は何がありますか？

電子申請システムで電子送信できるものは、申告書の PDF ファイルと添付資料(医療費控除明細書等)のPDFファイル、画像ファイル(JPEG 形式)のみとします。
また、添付書類の電子データなど上記以外のデータ(例えば、ワード・エクセルファイル)は取り扱えませんのでご注意ください。

(10)医療費控除等の明細書はワード形式だがそのまま添付できないのか。

電子申請システムで電子送信できるものは、PDF ファイルとなっています。お手数ですが、ワードで作成したものを保存時にPDF文書として保存するか、市販の PDF 変換ソフトにて変換して PDF 化していただきますようお願いいたします。
PDF 化できない場合は、お手数ですが医療費控除の明細書等を別途、郵送にてご提出ください。

(11)最初に提出した申告書に誤りがあり訂正したいのですがどうすればよいですか？

訂正後の申告データを作成し、電子送信してください。特に訂正したデータを送信した旨を本市に連絡していただく必要はありません。直近の申告データを、最新の申告データとして扱います。

(12)申告書の控えがほしいのですが？

市民税・県民税申告書の電子送信の場合は、書面で提出した場合のように申告書の控えはありませんが、申告書データ送信後に配信される「受付完了通知」により、申告書が本市に到達したことを確認することができます。また、「受付完了通知」及び提出した申告書データ(PDF ファイル)の出力分(印刷分)をあわせて、申告書の控えとして利用することができます。

(13)市民税・県民税の電子送信を完了したが、整理番号を控えていなかった。整理番号を教えてください。

整理番号はこちらで管理しているものではありませんのでお答えできませんが、整理番号がなくても電子申請システムにご自身の ID・パスワードでログインすることで、申請内容や処理状況の確認ができます。

(14)市民税・県民税申告書の電子送信を完了したが、メールが届きません。

電子申請システムの連絡先情報の入力画面で記入したメールアドレスに送信しています。メールが届かない場合でもご自身の申請状況については、電子申請システム上で確認することができます。(受付完了通知を再送することはできません。)